

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年2月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100106号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100015号

第1 結論

昭和52年*月*日から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月*日から昭和54年3月まで

私は、20歳の誕生日の前日に、母と二人で役所に行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った当時、私は学生だったため、母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれたが、国民年金の納付記録では、請求期間の保険料は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳の誕生日の前日に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、請求者の母が納付してくれた旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日の記録から、請求者の国民年金の加入手続は昭和55年3月頃に行われたものと推認でき、この加入手続の際に、20歳到達日(昭和52年*月*日)まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる上記の時期において、請求期間の国民年金保険料は、過年度納付及び第3回特例納付により納付することは可能であるところ、請求者の母は、請求期間に係る保険料を遡って納付した記憶はない旨陳述している。

さらに、日本年金機構が保管している国民年金被保険者台帳において、請求者の請求期間の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者の陳述のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100110号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月25日から同年10月9日まで

私は、平成10年4月25日から平成11年2月5日までの期間、A社に勤務していたので、平成10年4月25日から同年10月9日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において、平成10年5月11日に被保険者資格を取得し、平成11年2月6日に離職していることが確認できることから、請求者は、請求期間の一部について、同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者が記憶する同僚及び請求期間に厚生年金保険被保険者資格を有する同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保存していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。